



就任のごあいさつ

福岡県保健医療介護部

食の安全総合調整監兼生活衛生課長 吉田 哲也



本年4月1日付けで福岡県保健医療介護部食の安全総合調整監兼生活衛生課長に就任いたしました吉田哲也でございます。「生衛ふくおか」の発刊にあたり御挨拶申し上げます。

生活衛生関係業界の皆様方におかれましては、日頃から県民の健康や生活環境の向上に御尽力いただきますとともに、県政の推進につきましても温かい御理解と御協力を賜り、深く感謝申し上げます。

昨年は、新型コロナウイルス感染症、特にオミクロン株の爆発的な感染拡大など、社会経済活動に大きな影響を与える事象がありましたが、本年5月

8日からは、感染症法上の位置付けが5類感染症に変更されました。この新型コロナ発生から3年余りの間に、幾度にも及ぶ感染拡大の波がありましたが、様々な現場で社会を支えていただいている皆様と共に乗り越えることができました。

今年は、本県で「世界水泳選手権2023福岡大会」、「ツール・ド・九州」が開催されるなど、国内外から旅行者や観光客が福岡県を訪れることが見込まれています。社会経済活動の活性化やインバウンドの増加を期待するところです。

生活衛生関係業界の皆様には、県民が衛生的で快適な生活を送る上で、なくてはならない様々なサービスをご提供いただいております。県では、公益財団法人福岡県生活衛生営業指導センターと連携しながら、業界の組織力向上や経営・融資に関する各種相談など、業界の健全な発展を図るための様々な取組を推進しているところです。

引き続き、こうした取組を通じて業界全体の振興と公衆衛生の維持向上に努めて参りますので、誰もが安心して笑顔で暮らせる福岡県のため、変わらぬ御理解とお力添えをいただきますようお願い申し上げます。

最後に、公益財団法人福岡県生活衛生営業指導センター並びに各生活衛生同業組合のますますのご発展と皆様方のご健勝を祈念いたしまして、ご挨拶とさせていただきます。

国が行っている主な支援策（補助金）

これ以外の支援策については当センターのHPで紹介しています。

支援制度名	制度内容・条件等
小規模事業者持続化補助金	<ul style="list-style-type: none">・小規模事業者の方が、今後直面する制度変更等に対応するために取り組む販路開拓やそれと併せて行う業務効率化に係る経費の一部として、50万円（通常枠）～200万円（特別枠）を補助するもの。・販売先を開拓するための、機械装置の購入、新商品・新サービスを紹介するチラシの作成、ウェブサイトの構築、展示会の出展料などにご利用いただけます。
事業再構築補助金	<ul style="list-style-type: none">・ポストコロナ時代の経済社会の変化に対応するために行う中小企業等の事業再構築の取組を支援するもの。・新市場進出、事業・業態転換、事業再編、国内回帰など、思い切った事業再構築のための経費を100万円～最大5億円補助します。
IT導入補助金	<ul style="list-style-type: none">・中小企業・小規模事業者等の方が自社の課題やニーズに合ったITツールを導入する経費の一部を補助するもの。・ソフトウェア購入費、クラウド利用料、導入関連費のほか、PC、タブレットなどのハードウェア購入費が対象で、補助金額は最大450万円です。補助の対象となるのは、IT導入支援事業者が提供するITツールに限られます。

令和5年度指導センター理事会・評議員会を開催

生活衛生食品会館会議室において、令和5年5月19日に第1回理事会を、6月9日に定時評議員会を開催しました。会議では、令和4年度の事業報告及び収支決算報告について事務局長から説明があり、審議の結果、原案どおり議決・承認されました。

また、任期満了に伴う役員を選任については、候補者全員が承認されました。

○ 第1回理事会（5月19日開催）



○ 定時評議員会（6月9日開催）



(公財)福岡県生活衛生営業指導センター役員名簿(令和5年6月23日現在)

役職	氏名	所属
理事長	新井 眞一	食鳥肉販売業生活衛生同業組合
副理事長	井手口 宥公	美容生活衛生同業組合
専務理事	竹野 孔	飲食業生活衛生同業組合
理事	小副川 浩二	理容生活衛生同業組合
理事	桑原 義行	クリーニング生活衛生同業組合
理事	吉岡 利明	公衆浴場生活衛生同業組合
理事	井上 善博	旅館ホテル生活衛生同業組合
理事	岡部 章蔵	興行生活衛生同業組合
理事	白井 俊彦	料理業生活衛生同業組合
理事	杉元 美智代	社交飲食業生活衛生同業組合
理事	☆ 平田 隆文	喫茶飲食生活衛生同業組合
理事	三嶋 修一	すし商生活衛生同業組合
理事	組坂 善昭	食肉生活衛生同業組合
理事	辻 亮太	氷雪販売業生活衛生同業組合
理事	田代 強一	学識経験者
理事	☆ 田村 聡	(公財)福岡県生活衛生営業指導センター
監事	小宮 淳之介	税理士

☆:新しく就任された方

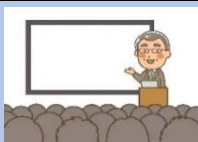
令和4年度税務研修会 開催日程が決まりました

- 税制は、社会情勢や経済情勢にあわせて、毎年のように見直しが行われています。
- そのわかりにくい「税制」を何とかわかりやすく解説し、皆様方に少しでも理解を深めて頂くために、研修会を開催しています。
- 今回は、本年から対応が求められている「インボイス制度」や「電子帳簿保存法」等を中心に解説します。
- 詳しくは、当センターのホームページをご覧ください。

<税務研修会>

開催日	会場	講師	時間
9月4日(月)	粕屋保健所 中会議室	村瀬 正則 税理士	13:30~14:30
9月11日(月)	南筑後保健所 第3会議室	塩塚 修 税理士	13:30~14:30
9月25日(月)	嘉穂・鞍手保健所 大会議室	藤井 正博 税理士	13:30~14:30
10月2日(月)	日本政策金融公庫 北九州支店	芳賀 博 税理士	13:00~14:00
10月16日(月)	八幡西生涯学習センター	芳賀 博 税理士	13:00~14:00
10月23日(月)	ホテルニュープラザ久留米	長谷 広信 税理士	13:00~14:00

【受講は無料です】



地区相談会を開催します (8~9月の開催予定)

- お店の融資、衛生、法律など経営全般についてのご相談を、お受けします。お気軽にご利用ください。
- 各地で開催される食品衛生責任者養成講習会等の会場に、相談コーナーを設置しております。
- 詳しくは、当センターのホームページをご覧ください。



<地区相談会>

開催日	会場	時間
8月18日(金)	行橋商工会議所(行橋市中央1丁目9番50号)	12:30~13:30
8月25日(金)	藤吉コミュニティセンター(柳川市三橋町高畑256)	12:30~13:30
8月30日(水)	飯塚研究開発センター(飯塚市川津680-41)	12:30~13:30
9月13日(水)	クローバープラザ(春日市原町3-1-7)	12:30~13:30
9月21日(木)	筑後商工会議所(筑後市大字和泉118-1)	12:30~13:30
9月27日(水)	田川青少年文化ホール(田川市平松町3-36)	12:30~13:30

【相談は一切無料です】

確かな技術と知識のために、クリーニング師研修・ クリーニング業務従事者講習を受講しましょう！

ご存じですか？

クリーニング所（取次店を含む）で働くクリーニング師や従業員の方は、法令により研修・講習の受講が義務づけられています。

当センターから受講案内があった施設の営業者は、必ず対象者を受講させてください。詳しくは当センターのホームページをご覧ください。

クリーニング師研修のご案内

1 研修の方法

- ・ I 型（研修会場において座学形式で行う）
 - ・ II 型（通信制の研修で課題提出あり）
- ※ II 型は、受付締切10/5、課題提出締切11/9（必着）です。

2 研修会（I 型）の開催日と会場

開催日	会場	定員	所在地
9月10日（日）	福岡市健康づくりサポートセンター 10F	50人	福岡市中央区舞鶴2-5-1
9月24日（日）	新小倉ビル B1F	25人	北九州市小倉北区米町2-2-1

3 研修の科目

- | | |
|-----------------|-----|
| ①衛生法規及び公衆衛生 | 1時間 |
| ②洗濯物の受取、保管及び引渡し | 1時間 |
| ③洗濯物の処理 | 1時間 |
| ④繊維及び繊維製品 | 1時間 |

4 受講料 5,000円

5 受講対象のクリーニング師の方には、勤務先のクリーニング店にご案内を通知しております。



クリーニング業務従事者講習のご案内

1 講習の方法

- ・ I 型（講習会場において座学形式で行う）
 - ・ II 型（通信制の講習で課題提出あり）
- ※ II 型は、受付締切10/5、課題提出締切11/9（必着）です。

2 講習会（I 型）の開催日と会場

開催日	会場	定員	所在地
9月22日（金）	福岡生活衛生食品会館 5F	70人	福岡市博多区千代1-2-4
10月1日（日）	新小倉ビル B1F	30人	北九州市小倉北区米町2-2-1

3 講習の科目

- | | |
|-----------------|-----|
| ①衛生法規及び公衆衛生 | 1時間 |
| ②洗濯物の受取、保管及び引渡し | 1時間 |
| ③洗濯物の処理 | 1時間 |
| ④繊維及び繊維製品 | 1時間 |

4 受講料 4,500円

5 受講対象となるクリーニング店には、個別にご案内を通知しております。



福岡県からのお知らせ

生活衛生営業に係る法改正について

生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和5年法律第52号）が令和5年6月14日に公布されました。主な内容は、以下のとおりです。

I 旅館業における感染症のまん延防止対策関係【旅館業法】

1 宿泊者等に対する感染防止対策への協力の求めに関する規定の創設

感染症法に規定する一類感染症や二類感染症などを「特定感染症」と定義した上で、この特定感染症が国内で発生している期間に限り、施設の営業者は、特定感染症の症状を呈する宿泊者等に対し、感染防止に必要な協力や、特定感染症の患者に該当するかどうか確認するために必要な報告（医師の診断結果等）を求めることができる等の規定が新たに設けられました。

2 営業者が宿泊を拒むことができる事由の見直し等

従来、宿泊しようとする者が、伝染性の疾病にかかっていると明らかに認められるときに宿泊を拒むことができるとしていた規定を、特定感染症の患者等であるときに宿泊を拒むことができるとされました。

また、宿泊しようとする者が、営業者に対し、その実施に伴う負担が過重であって、他の宿泊者に対するサービスの提供を著しく阻害するおそれのある要求を繰り返したときは、宿泊を拒むことができるとされました。

一方で、営業者は旅館業の公共性を踏まえ、みだりに宿泊を拒むことがないようにするとともに、宿泊を拒む場合には、その理由を客観的事実に基づいて判断し、宿泊しようとする者からの求めに応じて、その理由を丁寧に説明することができるようにすることとされました。

II 事業譲渡に係る手続の整備関係

【理容師法、美容師法、クリーニング業法、公衆浴場法、旅館業法、興行場法、食品衛生法等】

営業者が事業を譲渡する場合において、事業を譲り受けた者は、新たに許可の取得等を行うことなく、営業者の地位を承継することとされました。

III 施行期日

公布の日（令和5年6月14日）から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日

【問い合わせ先】生活衛生課 ☎092-643-3279

福岡県手話言語条例ができました

令和5年4月に「福岡県手話言語条例」が施行されました。

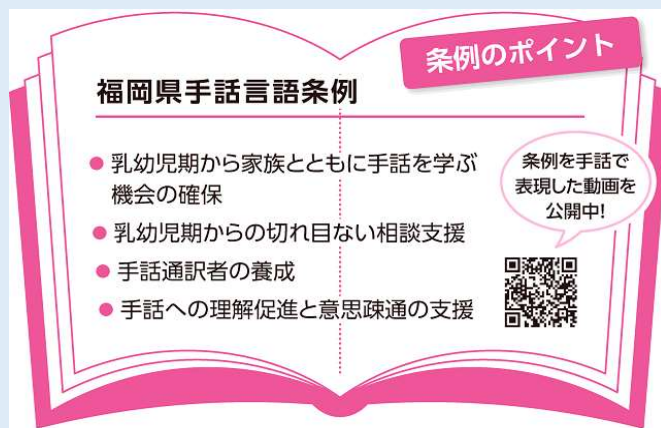
県では、手話を言語と位置づけ、ろう者が日常生活や社会生活を安心して暮らせる社会の実現を目指しています。

【事業者の方々をお願いしていること】

ろう者に対しサービスを提供するときや、ろう者を雇用するときは、手話の使用に関して配慮するよう努めることとしています。

【手話通訳者の派遣を依頼したいときは？】

福岡県手話の会連合会(092-584-3649)まで御相談ください。(派遣費用は有料)



手話を覚えてみよう!



【問い合わせ先】障がい福祉課 ☎092-643-3264